

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
- 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 県道の区域の決定
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始

告 示

鳥取県告示第九百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	溝口伯太線	日野郡溝口町	(島根県能義郡伯太町)	西伯郡会見町 西伯町
40	智頭船岡線	八頭郡智頭町	八頭郡船岡町	八頭郡用瀬町
42	鳥取河原線	鳥取市	八頭郡河原町	
44	東伯野添線	東伯郡東伯町	東伯郡関金町	
45	倉吉江府溝口線	倉吉市	日野郡溝口町	東伯郡関金町 日野郡江府町
47	米子境港線	米子市	境港市	
48	阿毘緑菅沢線	日野郡日南町阿毘緑	日野郡日南町菅沢	
315	如来原御机線	日野郡江府町大字宮市	日野郡江府町大字御机	
316	米子岸本線	米子市	西伯郡岸本町	西伯郡会見町

317	両三柳西福原線	米子市河崎 米子市西福原
-----	---------	-----------------

鳥取県告示第九百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理 番号	路 線 名	起 点		重要な経過地
		終 点	起 点	
10	米子境線	境港市	米子市	西伯郡西伯町
16	伯太岸本線	西伯郡岸本町	(島根県能義郡伯太町)	西伯郡西伯町 " 会见町
18	松江境線	境港市	(松江市)	
29	溝口天方米子線	日野郡溝口町	米子市	西伯郡会见町
31	如米原倉吉線	倉吉市	日野郡江府町	東伯郡関金町

249	両三柳二本木線	米子市二本木	米子市	米子市明治町	米子市夜見町	米子市	鳥取市長谷
215	野添浦安停車場線	東伯郡東伯町	東伯郡関金町	境港市	米子市	米子市	鳥取市安長
206	彦名境港線	米子市	米子市	米子市	米子市	米子市	鳥取市安長
205	夜見彦名米子停車場線	米子市明治町	米子市夜見町	米子市	米子市	米子市	鳥取市安長
186	大山溝口線	日野郡溝口町	西伯郡大山町	西伯郡大山町	西伯郡江府町	西伯郡江府町	鳥取市安長
184	大山御机線	日野郡江府町	西伯郡大山町	西伯郡大山町	西伯郡江府町	西伯郡江府町	鳥取市安長
87	鷹狩板井原智頭線	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	八頭郡智頭町	鳥取市安長
73	長谷鳥取線	鳥取市安長	鳥取市安長	鳥取市安長	鳥取市安長	鳥取市安長	鳥取市安長

鳥取県告示第九百二十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
溝口伯太線	日野郡溝口町下町裏二〇一―一―地先から西伯郡西伯町猪小路七四五―五―地先まで	四・一 一八・六	一八、二二三
智頭船岡線	八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎東九三八―一―地先から同郡船岡町大字船岡字土手端一―五二―五―地先まで	一・六 二〇・〇	一九、九五二
鳥取河原線	鳥取市今町二丁目三八二―地先から八頭郡河原町大字袋河原字上ミ内河原七七五―地先まで	五・八 二九・〇	一〇、二二二
東伯野添線	東伯郡東伯町大字丸尾字女給一〇二―二―地先から同町大字野井倉字間谷二―三―五―地先まで	三・五 二二・〇	一九、八七八
倉吉江府溝口線	倉吉市鴨河内字座頭落一七三四―六―地先から日野郡溝口町溝口字沢田五九―二―地先まで	四・八 三八・〇	五〇、四五〇
米子境港線	米子市加茂町二丁目五―一―地先から境港市上道町字瀬向二二八六―地先まで	三・四 三五・四	二二、二四五・五

阿毘縁菅沢線	日野郡日南町下阿毘縁字吉渡り道ヨリ上ミ一五四四―一―地先から同町菅沢字権現谷五七三―一―地先まで	四・〇 一七・八	二二、二五二
如来原御机線	日野郡江府町大字宮市字後谷九九七―九―地先から同町大字御机字龍王殿四五五―一―地先まで	六・六 一九・〇	四、五六六
米子岸本線	米子市奈喜良字积加半西二三五―一―地先から西伯郡岸本町字川端屋敷一―一〇―一―地先まで	三・八 一八・一	七、四〇〇
両三柳西福原線	米子市河崎字冲通り六八一―一―地先から同市西福原字西原新町道西三九九―一―地先まで	二〇・一 二九・〇	四、〇九三・五
倉吉環状線	倉吉市福光字下石曾根二五四―地先から同市和田字東屋敷三二六―一―地先まで	四・〇 一八・〇	三、三〇四

鳥取県告示第九百二十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
鷹狩船岡線	赤波船岡線	日野溝口線	黒坂溝口線	倉吉北条線	福光北条線	郡家国府線	中河原郡家線	岩美郡国府町大字中河原字 船山河筋一八八六地先か ら八頭郡郡家町大字郡家 津ノ尻六三二一〇二一 地先まで	八頭郡郡家町大字門尾字塚 本二四六地先から岩美郡 国府町大字中河原字船山 筋一八八六地先まで	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
〇七―二地先まで	七―二地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	一―地先まで	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
三・〇 一五〇	三・〇 一五〇	三・九 一八二	三・九 一八二	六・〇 二二〇	四・〇 二二〇	一〇・〇 七〇〇	一〇・〇 七〇〇	七・六 五七〇	九・九 七四〇	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
八、一六八	六、七九〇	一八、〇四七	一七、六四九	六、三九九	九、六二〇	七、六五七	九、九七四	七、六五七	九、九七四	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
米子環状線		河原郡家線		大山口停車 場大山線		鳥取港線				前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
彦名町字敷中一 四三九三―二地 先まで	米子市陰田町六四 五地先から同市 夜見町大切戸二 二〇四地先まで	八頭郡河原町大 字長瀬字下河原 三一五地先から 同郡郡家町大字 尾字皿谷口一八 内一地先まで	八頭郡河原町大 字長瀬字下河原 三一五地先から 同郡郡家町大字 家字井津ノ尻六 三二一五地先 まで	西伯郡大山町国 信字笠原五四三 一四地先から日 野郡溝口町岩立 字樹水高原九一 五地先まで	西伯郡大山町国 信字笠原五四三 一四地先から同 町大山字木原一 一八地先まで	鳥取市賀露町字 灘端一五三八― 一六地先から同 市幸町一―六地 先まで	鳥取市賀露町字 灘端一五三八― 一六地先から同 市安長字前田の 式四二―一―一 地先まで	鳥取市賀露町字 灘端一五三八― 一六地先から同 市安長字前田の 式四二―一―一 地先まで	鳥取市賀露町字 灘端一五三八― 一六地先から同 市安長字前田の 式四二―一―一 地先まで	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
二・〇 一七〇	二・〇 一七〇	六・〇 二〇〇	六・〇 二〇〇	五・二 二二五	五・二 二二五	六・五 五九〇	六・五 五九〇	六・五 五九〇	六・五 五九〇	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
二、六二三	一九、七〇八	八、〇三八	五、七一七	一六、五三三	二、四四二	六、七九三	三、一九八	六、七九三	三、一九八	前後別	路線名	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)

鳥取県告示第九百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年九月十日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年九月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取河原線	鳥取市今町二丁目三八二地先から八頭郡河原町大字袋河原字上ミ内河原七七五地先まで	"
"	八頭郡船岡町大字殿字間地小谷五八一地先から同町大字船岡字土手端一一五二―五地先まで	"
"	八頭郡用瀬町大字赤波字語り甲一一〇地先から同町大字字櫻田四一八―一〇地先まで	"
"	八頭郡智頭町大字市瀬字上手屋敷一九三三―三三―地先から同町大字字スイ谷三三四七三三―三三―地先まで	"
智頭船岡線	八頭郡智頭町大字市瀬字坂口一一八―〇地先から同町大字字横畑一一八六―一地先まで	"
溝口伯太線	日野郡溝口町下町裏二〇一一―一地先から西伯郡西伯町猪小路七四五―五地先まで	昭和五十七年九月十日

東伯野添線	東伯郡東伯町大字丸尾字女給一〇二―一六六五―一三―一地先まで	"
倉吉江府溝口線	倉吉市鴨河内字座頭落一七三―四一―六地先から日野郡溝口町溝口字沢田五九―二地先まで	"
米子境港線	米子市加茂町二丁目五一地先から境港市上道町字瀬向二二八六―六地先まで	"
阿昆縁菅沢線	日野郡日南町下阿昆縁字吉渡り道ヨリ上ミ一五四四―一地先から同町菅沢字権現谷五七三―一―地先まで	"
如來原御机線	日野郡江府町大字宮市字後谷九九七―五―一地先から同町大字御机字龍王殿四五―一―地先まで	"
米子岸本線	米子市奈喜良字積加半西二三五―二地先から西伯郡岸本町字川端屋敷一―一―〇―一地先まで	"
兩三柳西福原線	米子市河崎字沖通り六八―一地先から同町西福原字西原新町道西三九九―一地先まで	"
倉吉環状線	倉吉市福光字下石曾根二五四地先から同市和田字東屋敷三二六―一地先まで	"
郡家國府線	八頭郡郡家町大字門尾字塚本二四一―六―地先から岩美郡國府町大字中河原字船山筋一八八―六―地先まで	"
倉吉北条線	倉吉市和田字東屋敷三二一―一―二地先から東伯郡北条町大字田井字灘浜四八四―二―地先まで	"
日野溝口線	日野郡日野町中菅字船揚井手下タ一一六地先から同郡溝口町字代字大守三二一―一地先まで	"
鷹狩船岡線	八頭郡用瀬町大字鷹狩字ト緹田七八五―一―三―地先から同町大字赤波字櫻田四一八―一―一―地先まで	"

米子環状線	河原郡家線	大山口停車場 大山線	鳥取港線	"
米子市陰田町六四五地先から同市彦名町字藪中二 四三九三―二地先まで	八頭郡河原町大字長瀬字下河原三三―五地先から同郡郡家町大字門尾字皿谷口―八内一地先まで	西伯郡大山町国信字笠原五四三―四地先から日野郡溝口町岩立字榊水高原九―五地先まで	鳥取市賀露町字灘端一五三八―一地先から同市幸町一―六地先まで	八頭郡船岡町大字殿字間地小谷五八一―二地先から同町大字西谷字小林四〇七―二地先まで
"	"	"	"	"

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千四百円(送料を含む。)】